

# 特別支援学校の教室不足解消に向けた好事例集

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部 施設助成課

# 目次

第1章 児童生徒数の推計 (千葉県、熊本県、佐賀県)	・・・ P.2
第2章 既存施設等の活用 1. 高等学校の活用 (神奈川県、埼玉県、愛媛県) 2. 小中学校の活用 (山形県、神奈川県、千葉県、愛媛県、新潟県、岐阜県、佐賀県、長崎県) 3. 特別支援学校（視覚障害・聴覚障害）の活用 (静岡県、長崎県、大分県、愛媛県) 4. 他の公共施設の活用 (愛媛県)	・・・ P.7
第3章 基礎自治体等との連携 1. 市町村との連携による用地の確保や今後の方向性の検討 (宮城県、神奈川県、愛知県、兵庫県) 2. 県・市・国立大学の3者による新たな連携事例 (福岡県)	・・・ P.19

## <備考>

令和3年度公立特別支援学校における教室不足調査の結果を踏まえ、各都道府県における教室不足の状況や解消に向けた取組の進捗等をフォローアップし、取組の加速化を促すとともに、今後の対応策を検討するため、全都道府県に対するヒアリングを実施した。

本事例集は、このヒアリング結果を受け、多くの自治体から課題として挙げられた、児童生徒数の推計、既存施設等の活用、基礎自治体等との連携について、自治体の好事例を取りまとめたものである。なお、一部の内容について時点更新を行っている。(令和6年3月)

## 第1章

# 児童生徒数の推計

直近 10 年間（平成 23 年度から令和 3 年度）で義務教育段階の児童生徒数は 1 割減少する一方で、特別支援教育を受ける児童生徒数は倍増しています。

そのような状況の中、各自治体におかれては、各学校や地域の実態を踏まえ、教育上支障のないよう、受入れが想定される児童生徒数の推計を的確に行い、その推計を考慮した上で、教室不足解消のための計画（集中取組計画）を策定し、総合的・計画的な取組を進めています。しかし、多くの自治体においては、児童生徒数の増加が予測を上回り、整備が追い付いていないなどの理由で教室不足が増加しています。

児童生徒数の推計は、整備の必要性を裏付けるものになるため、予算確保の面でも重要となります。本章では、児童生徒数の推移について、より正確な把握に努めている自治体の事例をいくつか紹介します。

## 千葉県

### ●年度による在籍者数の増減も考慮した推計

千葉県では、令和 4 年 3 月に新計画（第 3 次県立特別支援学校整備計画）を策定。本計画から推計方法を、条件を変えた 5 通りの推計から平均をとる方法に改めた。

児童生徒数の推計（※ 1）については、県立特別支援学校に在籍する小学部 1 年生の在籍率（※ 2）の過去 5 年間の平均値を、別途、推計を行った将来人口に乗じることにより算出した。その際、知的障害特別支援学校については、地域により人口分布に差があることから、地域別に児童生徒数の推計を行った上で、それらを合計した値を児童生徒数の推計値とした。

また、特別支援学校の在籍者数は年度により増減の変動が大きく、推計結果の精度に影響が生じることから、在籍率の過去 5 年間の平均値を乗じる作業を小学部、中学部、高等部入学時に適用する方法、小学部、中学部入学時に適用する方法、小学部のみに適用する方法など、条件を変えた 5 通りの推計を行なった上で、その平均値をとった。

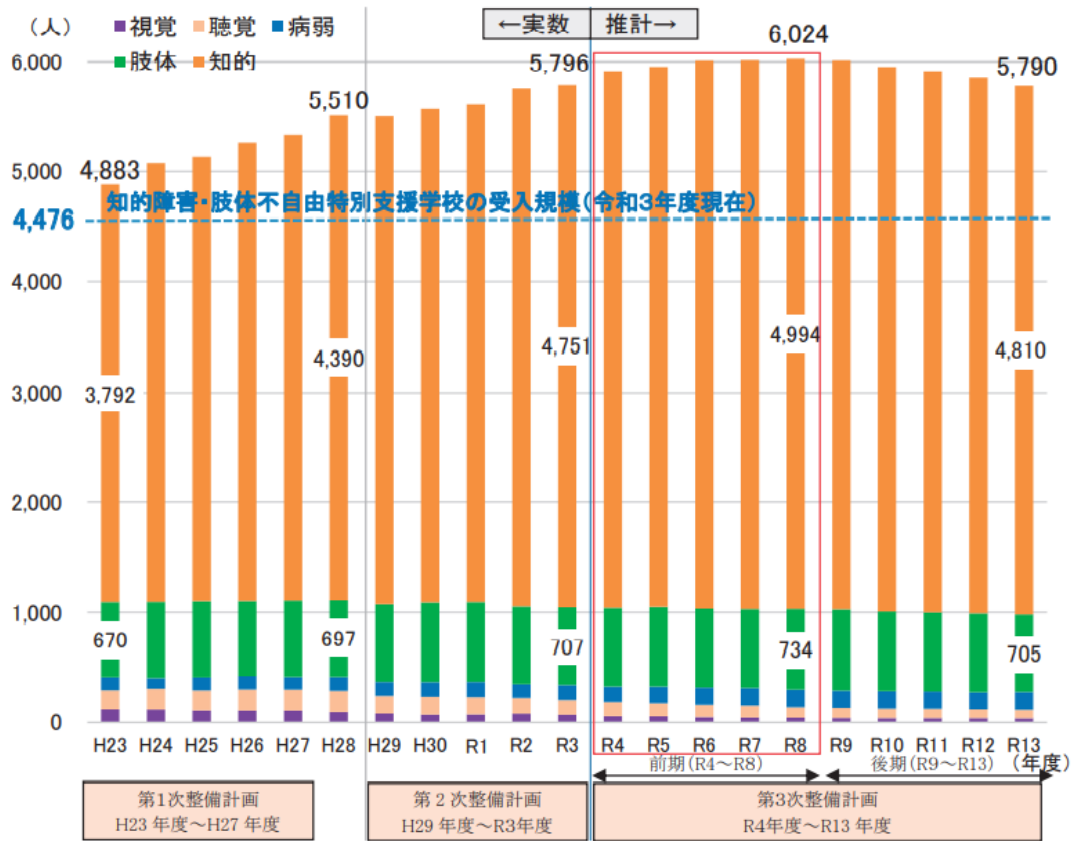
#### ※ 1 「児童生徒数の推計」

児童生徒数は学校基本調査、年齢別人口は千葉県年齢別町丁字別人口、将来推計人口は『日本の地域別将来人口』（平成 30（2018）年推計、国立社会保障・人口問題研究所）のデータをそれぞれ使用した。

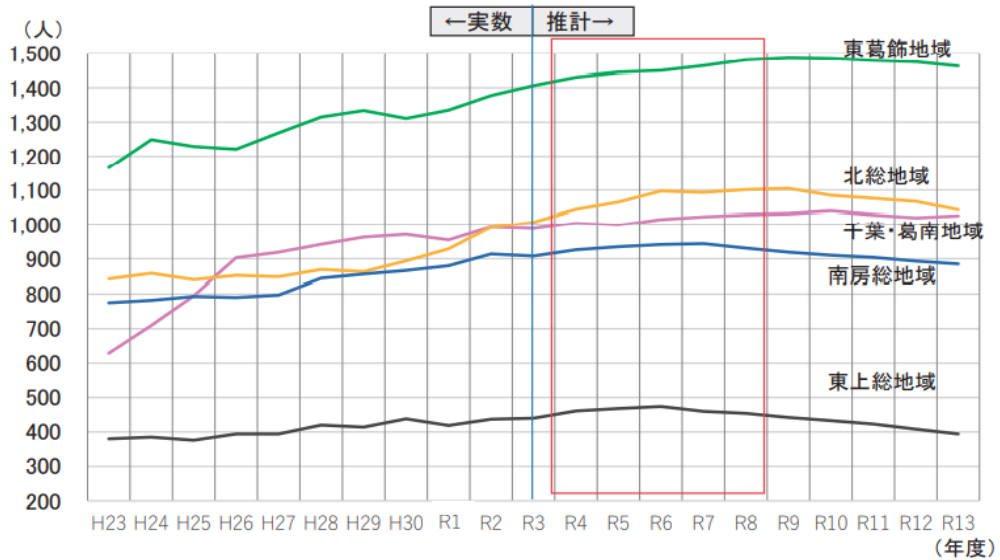
#### ※ 2 「在籍率」

県立特別支援学校における在籍率とは、年齢人口に対する、県立特別支援学校に在籍する児童生徒数の割合のことである。

### 県立特別支援学校の障害種別在籍者数の推移と今後の推計



### 県立特別支援学校（知的障害）における地域別在籍者数の推移と今後の推計



(出所) 第3次県立特別支援学校整備計画(令和4年3月)

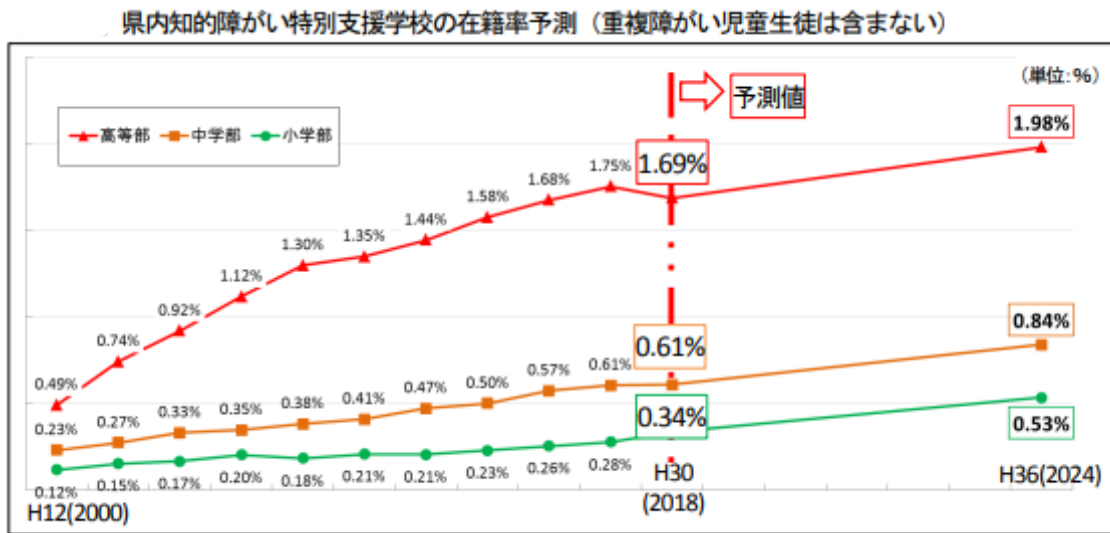
## 熊本県

### ●直近4年間の在籍率から近似曲線を割り出し推計 ～毎年の検証と状況に応じた調整～

熊本県では、平成30年度に県立特別支援学校整備計画【改定版】を策定した際に、下記の算出方法により児童生徒数を推計した。

#### 1 算出方法

- ① 直近4年間の知的障がい特別支援学校の在籍率をもとに線形近似曲線で6年先までの在籍率を推計した。



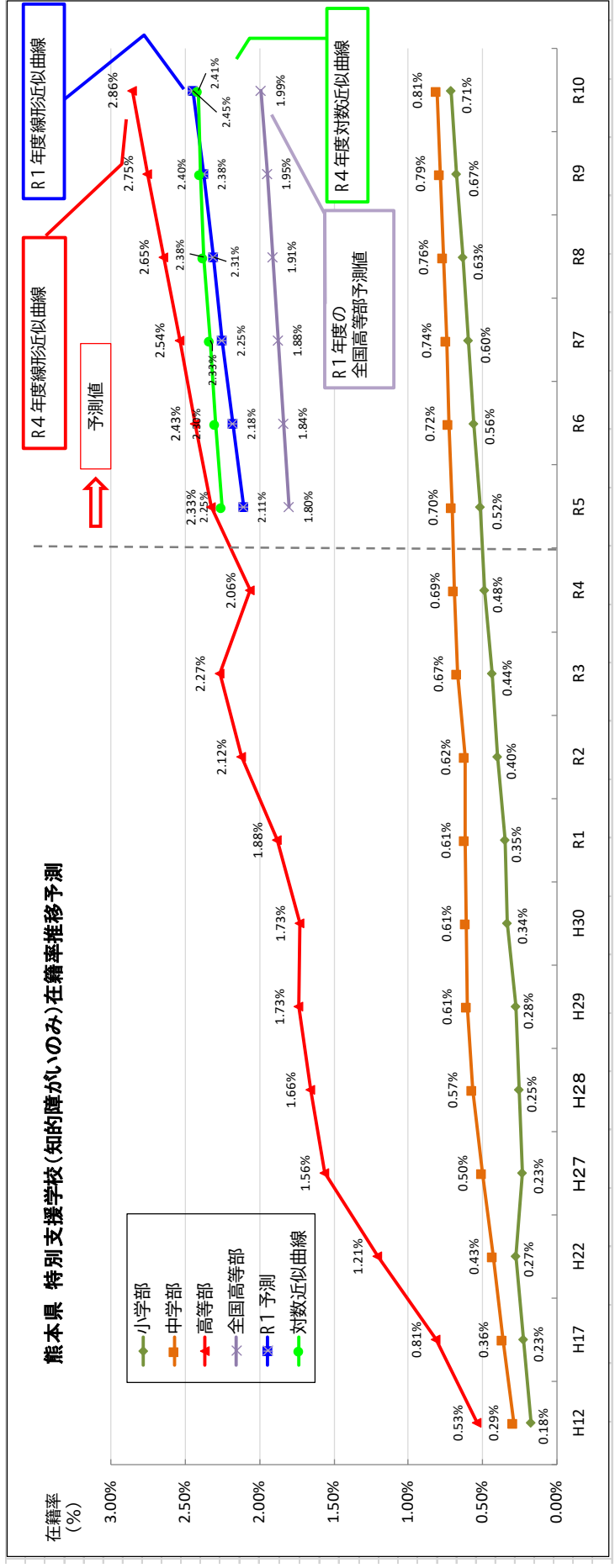
(出所)「県立特別支援学校整備計画【改定版】～知的障がい特別支援学校における教室不足対策～」

- ② 学齢児童生徒については平成29年の学校基本調査、1歳から5歳については平成28年の熊本県人口統計調査を参考にして年齢別推計人口を算出し、6年先までの本県の満6歳から18歳までの子供の人数に①で予測した在籍率を乗じて、推計値としている。

#### 2 新設校開校に伴う誤差修正

例年8月頃に、推計値を検証し、平成30年度に算出した推計値との誤差が大きい場合には修正を行っている。令和2年度時に従来の算出方法により推計をしたところ、新設校開校により、急激に在籍率が伸びたことから、グラフの傾きが大きく変化し、全国値との乖離がより顕著になった。そこで、新たに当該年度から直近5年間の知的障がい特別支援学校の在籍率をもとに対数近似曲線で推計したところ、実績値に近いものになった。令和3年度、令和4年度についても同様である。

今後の推計については令和元年度時点での線形近似曲線の推計値と当該年度の対数近似曲線の推計値の間で推移していくのではないかと考えている。



【R4年度作成】

## 佐賀県

### ●国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口をベースに

佐賀県では、令和3年度に推計方法を変更した。従来の推計方法では10年先、15年先の見通しが困難であった。また、県全体としては、令和9年度をピークに減少に転じるという予測をしていたが、どこまで減少するか正確に把握できていなかった。そこで、統計部局からの助言のもと、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口をベースとする推計に改めたところ、現在教室不足が生じている学校の生徒数は、下げ止まることが分かり、新增築する理由をデータで裏付けることができた。

#### 新推計方法（R4.1～）

##### 【使用するデータ】

- ・国立社会保障・人口問題研究所公表 佐賀県の5歳～19歳の将来推計人口
- ・就学制度改正（H25年度）以降の県内特別支援学校在籍者数

##### 【推計の手順】

- ①県の推計人口（5歳～19歳）に占める在籍児童生徒数（実績）の割合を算出（H25～R2）
- ②将来の在籍児童生徒の割合を、①をサンプルとして求めたロジスティック曲線により算出
- ③県の将来推計人口（5歳～19歳）に②の割合を乗じて将来の在籍児童生徒数（推計）を算出

## 第2章 既存施設等の活用

多くの自治体において、学校施設を整備するための用地確保が困難であることが課題として挙げられています。特に都市部では、特別支援学校の入学希望が増加している一方、用地確保が難しい状況です。

そこで、既存施設等の活用例として、1. 高等学校の余裕教室等を活用して分教室・分校を設置した事例や2. 域内の市区町村の協力のもと、市区町村立の小・中学校を活用した事例、3. 特別支援学校（視覚障害・聴覚障害）の余裕教室等を活用した事例、4. 学校施設以外の公共施設を改修した事例等を紹介します。

### 1. 高等学校の活用

#### 神奈川県

##### ● 県立高等学校に分教室を設置

神奈川県では、特別支援学校の高等部知的障害教育部門への進学を希望する生徒の増加に対応するため、平成16年度から、県立高等学校の施設内に、県立特別支援学校の高等部知的障害教育部門の分教室（※）を設置しており、現在20分教室となっている。

※県立特別支援学校の高等部知的障害教育部門の分教室

特別支援学校の過大規模化への対応とともに、知的障害のある高等部段階の生徒の新たな学びの場として、県立高等学校施設内に、県立特別支援学校の分教室を設置している。

- ・1学年15名で、3学年45名を受け入れている。
- ・集団活動中心の学習が可能であること、健康面・生活面で常時の配慮を必要としないこと及び公共交通機関又は徒歩により自力通学が可能な生徒が対象。

	本校名	分教室設置校	対象	設置年度 (平成)
1	保土ヶ谷養護	舞岡高校	高等部知的障害教育部門	16年度設置
2	みどり養護	新栄高校		
3	瀬谷養護	大和東高校		17年度設置
4	鶴見養護	岸根高校		18年度設置
5	相模原養護	橋本高校		
6	鎌倉養護	金井高校		20年度設置
7	武山養護	津久井浜高校		
8	座間養護	有馬高校		
9	中原養護	住吉高校		21年度設置
10	麻生養護	元石川高校		

	本校名	分教室設置校	対象	設置年度 (平成)
11	三ツ境養護	瀬谷西高校	高等部知的障害教育部門	21年度設置
12	保土ヶ谷養護	横浜平沼高校		
13	高津養護	生田東高校		22年度設置
14	座間養護	相模向陽館高校		
15	高津養護	川崎北高校		23年度設置
16	小田原養護	大井高校		
17	金沢養護	横浜水取沢高校		
18	瀬谷養護	大和南高校		24年度設置
19	藤沢養護	鎌倉高校		
20	伊勢原養護	伊志田高校		



## 埼玉県

### ● 県立高等学校に分校を設置

埼玉県では、障害のある生徒とない生徒が共に学ぶ機会の拡大を図るとともに、特別支援学校の生徒増に伴う教育環境の整備を進めるという目的をもって、県立高校の施設内に知的障害特別支援学校高等部の分校を設置している。

現在、県内に 10 校の高校内分校があり、令和 6 年 4 月に 3 校の開校が予定されている。

	設置年	分校のある県立高校名	分校名
1	平成 20 年	大宮武蔵野高校	大宮北特別支援学校さいたま西分校
2		川越初雁高校	川越特別支援学校川越たかしな分校
3		草加西高校	三郷特別支援学校草加分校 (平成 25 年に草加かがやき特別支援学校へ移管)
4	令和 3 年	松伏高校	越谷西特別支援学校松伏分校
5	令和 4 年	上尾南高校	上尾特別支援学校上尾南分校
6		北本高校	騎西特別支援学校北本分校
7		宮代高校	春日部特別支援学校宮代分校
8	令和 5 年	狭山清陵高校	狭山特別支援学校狭山清陵分校
9		白岡高校	久喜特別支援学校白岡分校
10		鳩ヶ谷高校	川口特別支援学校鳩ヶ谷分校
11	令和 6 年 (予定)	大宮商業高校	大宮商業高校内分校 (仮称)
12		新座柳瀬高校	新座柳瀬高校内分校 (仮称)
13		三郷北高校	三郷北高校内分校 (仮称)

高校内分校とは、埼玉県の場合、高校内に設置された知的障害特別支援学校高等部の分校を指し、普通科の知的障害特別支援学校高等部となる。高校内分校では、国語・数学といった教科学習を行うほか、職業という授業で、食品加工、農園芸、清掃、オフィス作業といった就労のための授業も行っている。

募集は、1 学年 16 名。(3 学年全体で 48 名。) 高校内分校まで自力で通学が可能な生徒が対象で、入学選考を行う。通学区域は定めず、県内全域から通学できる。

高校内に設置されることで、高校生の心のバリアフリーを育てるとともに、分校生は同年代の高校生徒との交流及び共同学習を通して、自己肯定感を高め、自信を身につけることができると考えている。

# 愛媛県

## ● 県立高等学校に分校を設置

愛媛県では、県立新居浜西高等学校の第二教棟（旧家庭科教棟）を改修し、新居浜特別支援学校川西分校を開校。

・昭和 57 年 3 月 新居浜西高等学校第二教棟完成  
（鉄筋コンクリート 4 階 2,510 m<sup>3</sup>）

・平成 27 年 2 月 校舎改修  
（新居浜特別支援学校川西分校）

玄関ロビー 約 21 m<sup>2</sup>、エレベータ棟 約 17 m<sup>2</sup>、

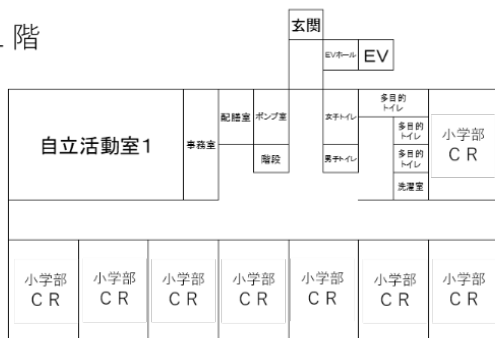
4 階エレベータ前室 約 10 m<sup>2</sup> 増築

工作物として、スクールバス乗車場 約 107 m<sup>2</sup>を新設

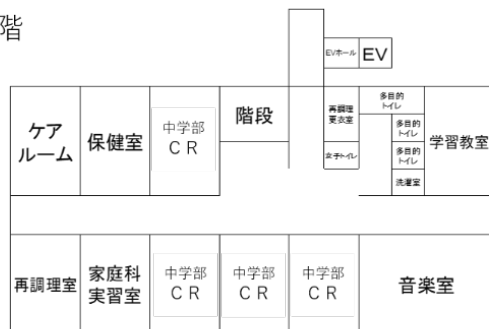


新居浜特別支援学校川西分校教室配置図

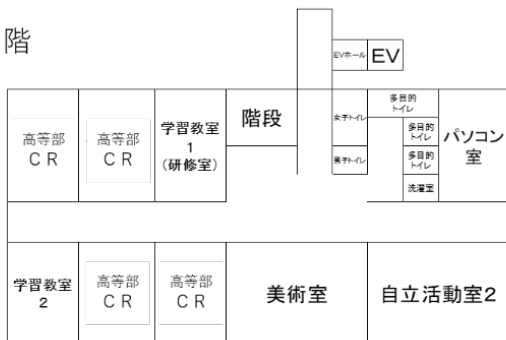
1 階



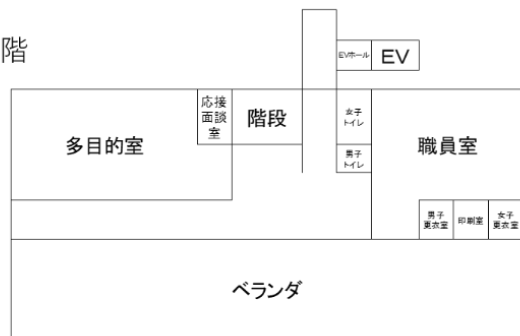
2 階



3 階



4 階



## 2. 小・中学校の活用

### 山形県

#### ● 中学校の校地の一部を活用し、中学部と高等部の併置分校を新設

##### 〈計画策定と現校舎の整備〉

山形県では、平成 25 年 4 月に「山形県特別支援学校再編・整備計画」を策定した。それにより遠距離通学の負担を軽減し、居住地からできるだけ近い学校で学ぶことができるよう、学校が設置されていない地域に分校の整備をするため、本県南部の西置賜地域に米沢養護学校の分校（小学部・中学部・高等部）を設置することとされた。

平成 26 年に西置賜地域にある長井市立豊田小学校の空き教室を活用し、長井校（小学部）を設置。中・高等部は、当初の計画では、併置分校を空き校舎を活用して整備することとしていた。しかし、空き校舎が確保できなかったため、平成 29 年に緊急対応として、中学部を長井校に併置し、高等部は県立長井工業高等学校内に西置賜校として暫定的に設置した。その後、長井校と西置賜校の在籍者が増加傾向となり、教室不足が見込まれ、早急な分校整備が必要となった。

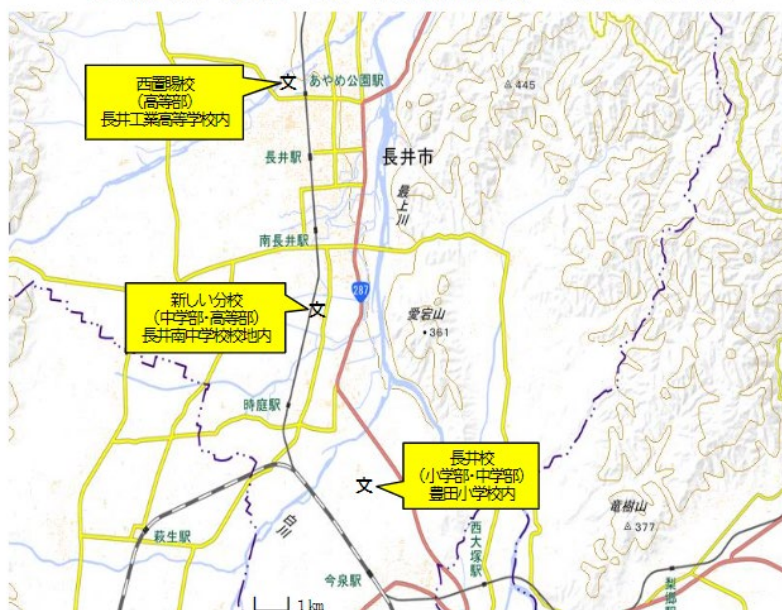
##### 〈新校舎整備に向けて〉

そのような中、長井市立長井南中学校の校地活用による分校整備案が浮上。当該中学校は、交通の便が良く、通学のしやすさから、利便性の高い場所と考えられたため、長井市立長井南中学校の校地（グラウンド）の一部を活用し、中学部と高等部を併置する分校を新設することを検討。令和 2 年 8 月に「特別支援学校の校舎等整備計画」を策定し、その中に西置賜地域の中学部・高等部分校整備を示した上、現在、令和 5 年 4 月開校に向け整備を進めている。

校舎整備にかかる経費負担については、市の土地は県に無償貸与され、分校の建設費用は全額県負担となっている。なお、現在の長井市立豊田小学校内の分校については、県が市と協定書を結び、電気代等の水道光熱費等を負担金として市に支払っている。

参考：米沢養護学校の分校の位置関係

西置賜校（長井工業高校）・新しい分校（長井南中学校）・長井校（豊田小学校）



地理院地図を加工 【出典：国土地理院ウェブサイト】

<https://maps.gsi.go.jp/#13/38.064379/140.089417/&base=std&ls=std&disp=1&vs=c1j0h0k0l0u0t0z0r0s0m0f>

## 神奈川県

### ●コンセプトは、「はだの」の子は「はだの」で

神奈川県では、平成 28 年度に秦野市内から県立平塚養護学校まで通学する児童・生徒の通学負担の軽減を目的に秦野市立末広小学校の空き教室を活用し、県立秦野養護学校に小学部、中学部の知的障害教育部門を整備。

また、平成 31 年 4 月には、県立秦野養護学校敷地内に新校舎を建設し、高等部知的障害教育部門の拡充及び、肢体不自由教育部門を新たに開設し、一貫して市内で学べる体制を整備。



秦野市立末広小学校の校舎を活用

H28 末広校舎



H31 高等部校舎棟

## 千葉県

### ●市町村に対して活用可能な学校について調査実施

千葉県では、毎年度、県内の全市町村に対して、現在使用していない校舎、及び今後使用しなくなる校舎の有無について、県で活用可能な小・中学校等の余裕教室について調査を実施している。調査内容をもとに、市町村との協議を行い、教室不足の解消に向けて、市町村立学校の敷地や県有地での新設、既存校舎の増築等に対応を検討している。

市町村立学校の敷地や校舎等を活用する際には、土地や建物の取扱いについて、県と市町村で具体的な協議を行う必要がある。

廃校になった小中学校を活用している特別支援学校は 2 校（飯高特別支援学校、栄特別支援学校）ある。

また、小中学校と併設している特別支援学校もある（習志野特別支援学校、安房特別支援学校鴨川分教室）。

## 愛媛県

### ●市立小学校に分校設置

愛媛県が四国中央市と連携し、同市立三島小学校の東校舎を改修し、新居浜特別支援学校みしま分校を開校（障がい種：知的障がい、対象学部：小・中学部）。



#### 【施設概要】

愛媛県と四国中央市による建物使用賃貸契約締結（契約期間1年、延長規定あり）

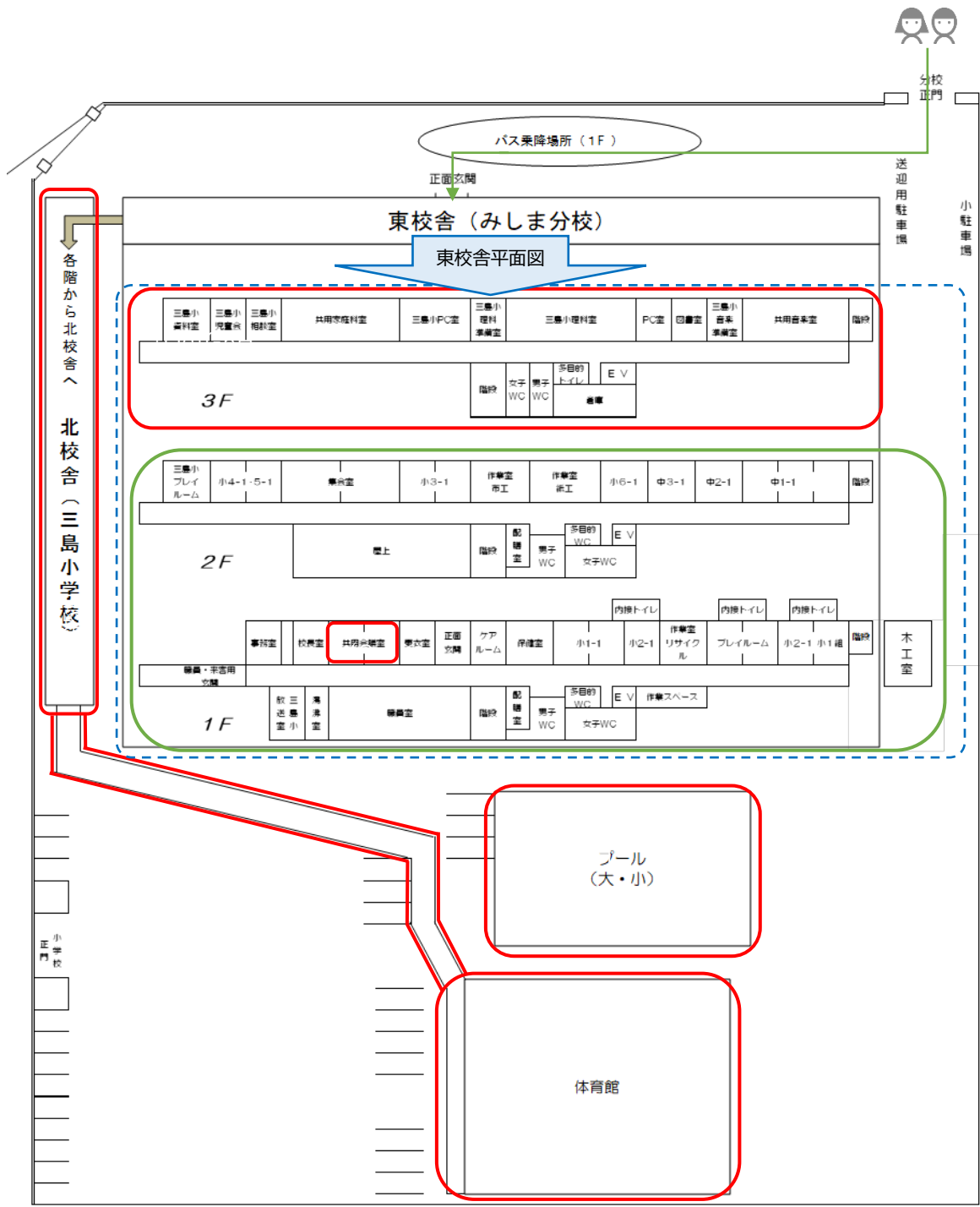
・校舎棟（東校舎）、校舎棟（北校舎）、作業室棟（渡廊下含む）、屋内運動場（渡廊下含む）、プール（管理棟等含む）

使用床面積総計 9,465.42 m<sup>2</sup>

内、みしま分校専有使用床面積計 2,033.54 m<sup>2</sup>（東校舎1、2階）

共有使用床面積計 2,026.25 m<sup>2</sup>（東校舎及び北校舎の共用部分、屋内運動場、プール）

合計 4,059.79 m<sup>2</sup>



- : 共有部分 (北校舎は廊下のみ)
- : 特別支援学校専有部分

## 新潟県

### ●廃校となった市立小学校に分校設置、市立中学校内に分校設置

新潟県立新発田竹俣特別支援学校は、廃校となった小学校の校舎を活用している。廃校校舎を活用する際は、築年数や保存状態等を考慮し、整備のタイミングに合い、かつ状態の良いものを活用するようになっている。

江南高等特別支援学校川岸分校は、市立白新中学校の空き教室を活用している。

## 岐阜県

### ●廃校となった市立小学校を改修、小学校敷地内に学校整備

岐阜県立郡上特別支援学校及び揖斐特別支援学校は、それぞれ市、町と連携し、小学校の移転に伴い廃校となった校舎を無償で借りて活用している。

岐阜県立飛騨吉城特別支援学校の校舎は、飛騨市立古川小学校の敷地に建てたもの。グラウンドなど学校施設の一部は古川小学校と共有している。

## 佐賀県

### ●市立小学校内に分校設置

佐賀県立中原特別支援学校の鳥栖田代分校は、鳥栖市からの要望もあり、平成 22 年に市立田代小学校内の一部校舎を活用して開校した。活用にあたり、県は鳥栖市と協定を結んでいる。

○鳥栖市との協定（市立田代小学校の校舎の一部を分校として活用）

- ・使用する施設の光熱水費は県負担。（※額の算定は負担割合算定表による。）
- ・維持管理や学校給食（田代小学校で調理された給食の提供を受けている）に係る費用は割合算定表により県と市で按分。
- ・鳥栖市が大規模改造工事（老朽）を行う際は、面積按分により費用の一部を県が負担。

## 長崎県

### ●市立中学校内に分校設置

長崎県立佐世保特別支援学校北松分校は、地元自治体からの要望を受けて、市立中学校内に分校（小中学部）を設置した。平成 22 年度に県立の農業高校の敷地を活用して高等部分教室を設置し、令和 3 年度に市立の中学校の 1 階を活用して小中学部を設置した。また、小中学部の設置の際に高等部分教室と併せて分校化した。小中学部の設置に当たっては、集中取組期間として 2 分の 1 に高上げされた国庫補助を活用している。

### 3. 特別支援学校（視覚障害・聴覚障害）の活用

#### 静岡県

##### ●特別支援学校（視覚障害）に知的（高等部）を併置

静岡県では、静岡視覚特別支援学校を改修、改築し、知的の高等部を併置する予定としており、現在設計に入っている。静岡地区の知的特別支援学校の児童生徒数が高等部を中心に増加していることや併置する視覚児童生徒の安全への配慮から高等部のみの本校を併置することとした。

〈スケジュール〉

R5年度：静岡視覚特別支援学校の機能を近隣の静岡南部特別支援学校に仮移転、工事着工

R8年度：開校予定

安全確保の面から、視覚障害の児童生徒と知的障害の生徒の動線や学習エリアを可能な限り分離した形の校舎・教室配置を検討中。

視覚特別支援学校には知的障害との重複障害の児童生徒も多く、こうした児童生徒への支援において併置する知的特別支援学校の専門性を活かすことが可能。

#### 長崎県

##### ●特別支援学校（視覚障害）の余裕教室を活用

長崎県では、特別支援学校（視覚障害）の余裕教室を活用し、鶴南特別支援学校時津分校を設置。

平成18年度に小学部分教室を、平成24年度に中学部分教室を設置。平成27年度の高校部設置の際に小中学部分教室と併せて分校化した。なお、当該校は小学部児童の増加が顕著であることから、令和6年4月に本校化を予定している。

#### 大分県

##### ●移転した旧特別支援学校（聴覚障害）の校舎を活用

大分県では、現在、大分市内に知的障がい特別支援学校が2校（新生支援学校、大分支援学校）あるが、両校の在籍者数は、県内でも突出して多くなっているため、R6年4月に3校目を開校予定。

〈スケジュール〉

①特別支援学校（聴覚障害）を特別支援学校（視覚障害）の敷地内に新設

②特別支援学校（聴覚障害）を移転

③旧特別支援学校（聴覚障害）の校舎を知的の特別支援学校に改修

なお、視覚障害と聴覚障害の両特別支援学校は同一敷地内に設置はしているが、障害の特性から別運営としている。





## 4. 他の公共施設の活用

### 愛媛県

#### ●保健所を改修し、特別支援学校を開校

愛媛県では、県内の保健所を統合することになったため、元県立新居浜保健所を改修し、愛媛県立今治養護学校新居浜分校を開校した。のちに、本校化し、新居浜特別支援学校として開校した。

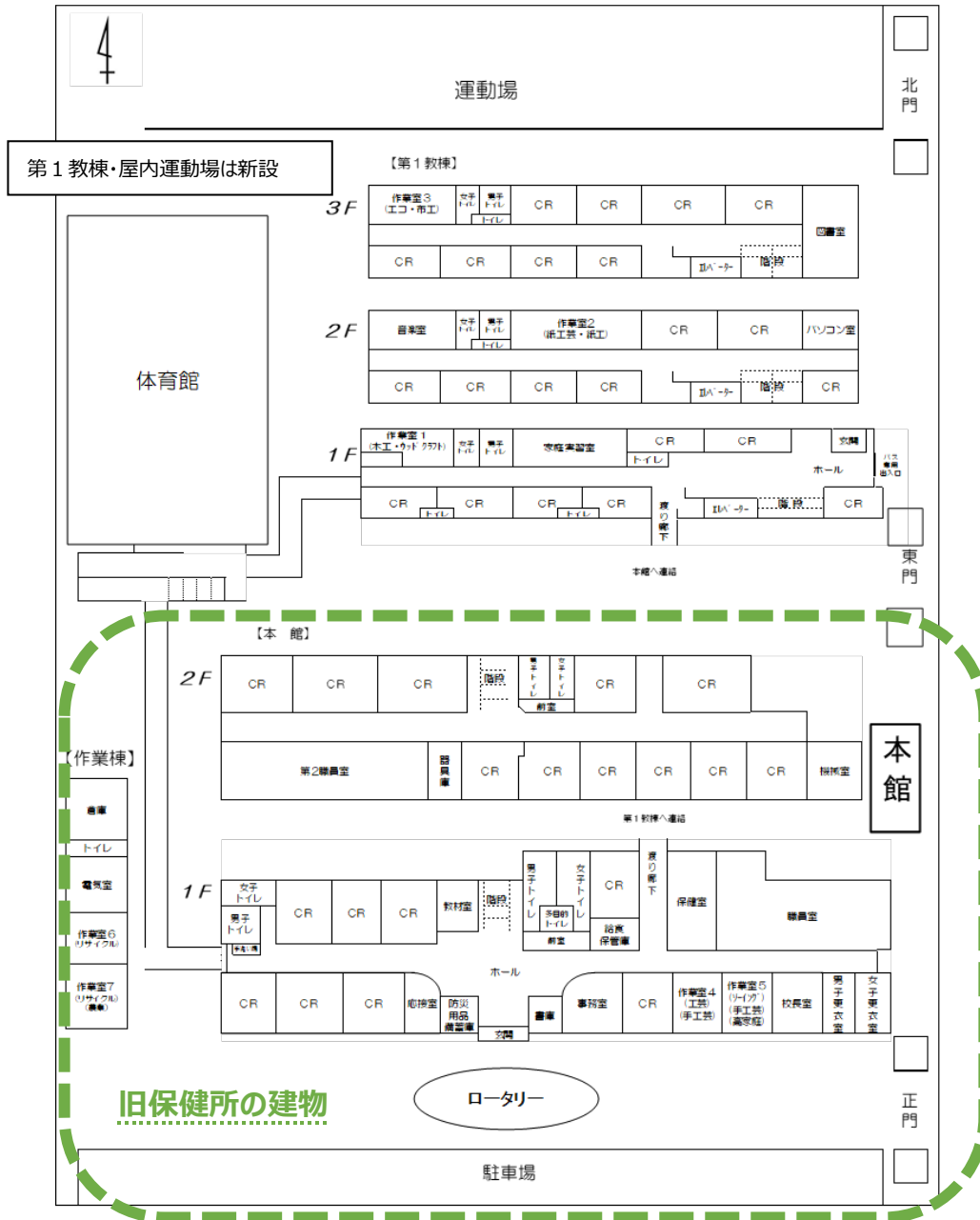
- ・平成 18 年 4 月 1 日 愛媛県立今治養護学校新居浜分校開校（小中学部）
- ・平成 21 年 4 月 1 日 愛媛県立今治特別支援学校新居浜分校に校名変更  
高等部普通科を新設
- ・平成 23 年 4 月 1 日 愛媛県立新居浜特別支援学校開校
- ・平成 23 年 12 月 22 日 屋内運動場竣工
- ・平成 25 年 3 月 29 日 第 1 教棟竣工（鉄筋コンクリート 3 F）

#### (1) 校 地

名 称	面 積	備 考
校 地	13,080.29 m <sup>2</sup>	借地（公営企業管理局）
建 物 敷 地	9,552.77 m <sup>2</sup>	〃
グランド敷地	3,527.52 m <sup>2</sup>	〃

#### (2) 建 物

名 称	構 造	建物面積(床)	取得年月日	備 考
本 館	鉄筋コンクリート 2 階建 陸屋根	2,173.09 m <sup>2</sup>	H23.4.1 今治特別支援学 校から管理替え (H18.4.1)	C R、校長室、職員室 事務室他
第 1 教棟	鉄筋コンクリート 3 階建 陸屋根	2,195.45 m <sup>2</sup>	H25.3.29	C R 他
屋 内 運 動 場	木造平屋	590.49 m <sup>2</sup>	H23.12.22 竣 工 189,658(千円)	
作 業 室	鉄筋コンクリート 平屋建 陸屋根	192.45 m <sup>2</sup>	H18.4.1	作業室他



写真（左右）：改修後の旧保健所の建物

## 第3章

## 基礎自治体等との連携

第2章では、既存施設の活用の例として、域内の市区町村の協力のもと、市区町村立の小・中学校を活用した事例を紹介しました。都道府県と市町村との役割分担及び連携は重要な課題となっています。本章では、そのほかに、域内における特別支援教育の充実を図っていくため、市町村等と連携して、用地を確保した事例を紹介します。また、特別支援教育の推進を図るため、県と市町村との役割分担及び連携等の施策の方向性などについて、各市町村教育委員会と共有し、県と市町村が連携・協働して各種取組を推進していくこととしている事例を紹介します。

さらに、その他新たな連携事例として、県・市及び国立大学という3者の連携・協力による新たな特別支援教育の在り方を目指し、大学の敷地内に特別支援学校を新設することとなった事例を紹介します。

### 1. 市町村との連携による用地の確保や今後の方向性の検討

#### 宮城県

##### ● 仙台圏域における知的障害特別支援学校の教室不足解消のため、仙台市と連携し新設学部棟整備用地を確保

宮城県では、主に仙台圏域における知的障害特別支援学校で狭隘化の状況にあり、その対応として仙台市太白区秋保に特別支援学校を新設（令和6年4月開校）することとしている。並行して、域内の市町立学校の余裕教室等を借用した分校の設置や、既存施設の改修を進めてきたが、依然として教室不足の解消には至っていない。

今回、仙台市の協力を得て狭隘化の解消を図るため、既存分校である小松島支援学校松陵校に新たに高等部棟を整備するという計画を進めることになった。

##### 【小松島支援学校松陵校の概要】

仙台圏域の知的障害特別支援学校の教室不足に対応するため、宮城県が平成30年度に開設。

仙台市中心部から約8km北東方向にある仙台市立松陵小学校跡地（20,392㎡）及び校舎・体育館等（床面積合計4,816㎡）を仙台市から一括して借り受けている。

※令和4年5月1日現在の児童生徒数は小学部17名、中学部12名

画像1：校舎外観



画像2：現在の建物配置



○ 新設する高等部棟の概要

構 造：軽量鉄骨造 2階建※

延床面積：1,046 m<sup>2</sup>

教 室 数：16 教室＋教材室、更衣室等

既存校舎と開放渡り廊下で接続

画像3：配置計画



○ 整備スケジュール

令和4年度：設計

令和5年度～令和6年度：施工

令和7年4月：開校

## 神奈川県

### ●各市町村教育委員会との連携・協働による取組

神奈川県では、特別支援教育を必要とする子どもたちの増加や、障がいの重度・重複化また多様化という状況にあり、そうしたことへの対応が必要となっている。そこで、特別支援学校がこうした支援を担うだけでなく、小・中学校、高等学校等も含めて、すべての学校での今後の特別支援教育のあり方について、専門的な視点から現状と課題を整理するとともに、特別支援教育の今後の施策の方向性に資することを目的に、県内の政令指定都市等の教育委員会を構成員に含め、「神奈川県の特別支援教育のあり方に関する検討会」を設置した。

検討会は、平成 30 年 8 月から、令和元年度末まで開催され、学識経験者、医療関係者、福祉関係者、PTA 関係者、学校関係者、行政関係者、保護者等の参画を得て、「今後の特別支援教育のあり方に関する検討会最終まとめ（報告）」（令和 2 年 3 月）をとりまとめた。

(参考)「神奈川県の特別支援教育のあり方に関する検討会」の構成員

- ・大学教授
- ・社会福祉法人 施設長
- ・特定非営利活動法人 理事長
- ・神奈川県特別支援学校 肢体不自由教育校 PTA 連合会 会長
- ・神奈川県特別支援学校 知的障害教育校 PTA 連合会 会長
- ・神奈川県立湘南養護学校 校長
- ・神奈川県立中原養護学校 校長
- ・神奈川県立綾瀬西高等学校 校長
- ・横浜市教育委員会事務局学校教育企画部特別支援教育課 課長
- ・川崎市教育委員会事務局学校教育部指導課 担当課長
- ・相模原市教育委員会教育局学校教育部学校教育課 課長
- ・横須賀市教育委員会事務局学校教育部支援教育課 課長
- ・藤沢市教育委員会教育局教育指導課 課長
- ・神奈川県教育委員会教育局 教育参事監兼指導部長
- ・神奈川県教育委員会教育局インクルーシブ教育推進担当部長

## ○検討会最終まとめ（報告）令和2年3月



検討会最終まとめ（報告）及びこれまでの施策や県内の幼児・児童・生徒数の推移等を踏まえながら、今後概ね10年間を見通す中で、県における特別支援教育の推進を図るため、「特別支援学校の整備」、「医療的ケアの充実」、「県と市町村の役割分担及び連携」を柱に、「**かながわ特別支援教育推進指針**」（令和4年3月）を策定した。



### <指針策定の背景及び趣旨>

「神奈川県特別支援教育のあり方に関する検討会 最終まとめ」及びこれまでの施策や県内の幼児・児童・生徒数の推移等を踏まえ今後概ね10年間を見通す中で、本県の特別支援教育の推進を図るため、「**特別支援学校の整備**」「**医療的ケアの充実**」「**県と市町村の役割分担及び連携**」を柱に、その施策の方向を示す

### <めざす方向性>

・**それぞれの学びの場における特別支援教育の充実**

・**連続性のある学びの場の整備と切れ目ない支援の充実**

県教育委員会は、本指針に沿って、今後、具体的な諸施策や計画を定め、取り組んでいくことになっている。また、本指針の基本的な考え方やめざす方向性をすべての市町村教育委員会と共有し、各市町村教育委員会との連携・協働により取組を進めることで、県内全域における特別支援教育の充実を図っていく。

今後の県立特別支援学校の整備は、設置義務がある県と、義務教育段階の教育を担う市町村が、地域の実情（人口増加や通学負担、障がいの重度・重複化、多様化等）を的確に捉えながら、連携・協力して検討していくことが必要。

### 施策の方向 1（特別支援学校の整備）

- 国の特別支援学校設置基準への対応
  - ①児童・生徒数の将来推計に伴う地域的課題に対応した学校づくり
  - ②地域の教育資源を生かした、児童・生徒等の居住地に近い学校づくり
  - ③県立特別支援学校の高等部知的障害教育部門への対応
  - ④老朽化対策と教育内容の充実を図るための施設・設備の充実

### 施策の方向 2（医療的ケアの充実）

- 「医療的ケア児支援法」を踏まえた対応等
  - ①県立特別支援学校における医療的ケアの充実
  - ②小・中学校における医療的ケアの充実

### 施策の方向 3（県と市町村の役割分担と連携）

- インクルーシブ教育の更なる推進等
  - ①各学びの場における指導や支援の充実
  - ②県立特別支援学校のセンター的機能の強化
  - ③交流及び共同学習の充実
  - ④就学相談・支援の充実及び切れ目ない支援の構築

【参考資料 1】 神奈川県の特特別支援教育のあり方に関する検討会 最終まとめ（報告）

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/hk2/cnt/arikatatyukan/saisyuumatomehoukoku.html>（神奈川県 HP）

【参考資料 2】 「かながわ特別支援教育推進指針」（令和 4 年 3 月）

<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/15734/kanagawatokubetushienkyouikuishinshishin.pdf>（神奈川県 HP）



## 愛知県

### ●市の協力のもと、知的障害と肢体不自由の併設校を整備

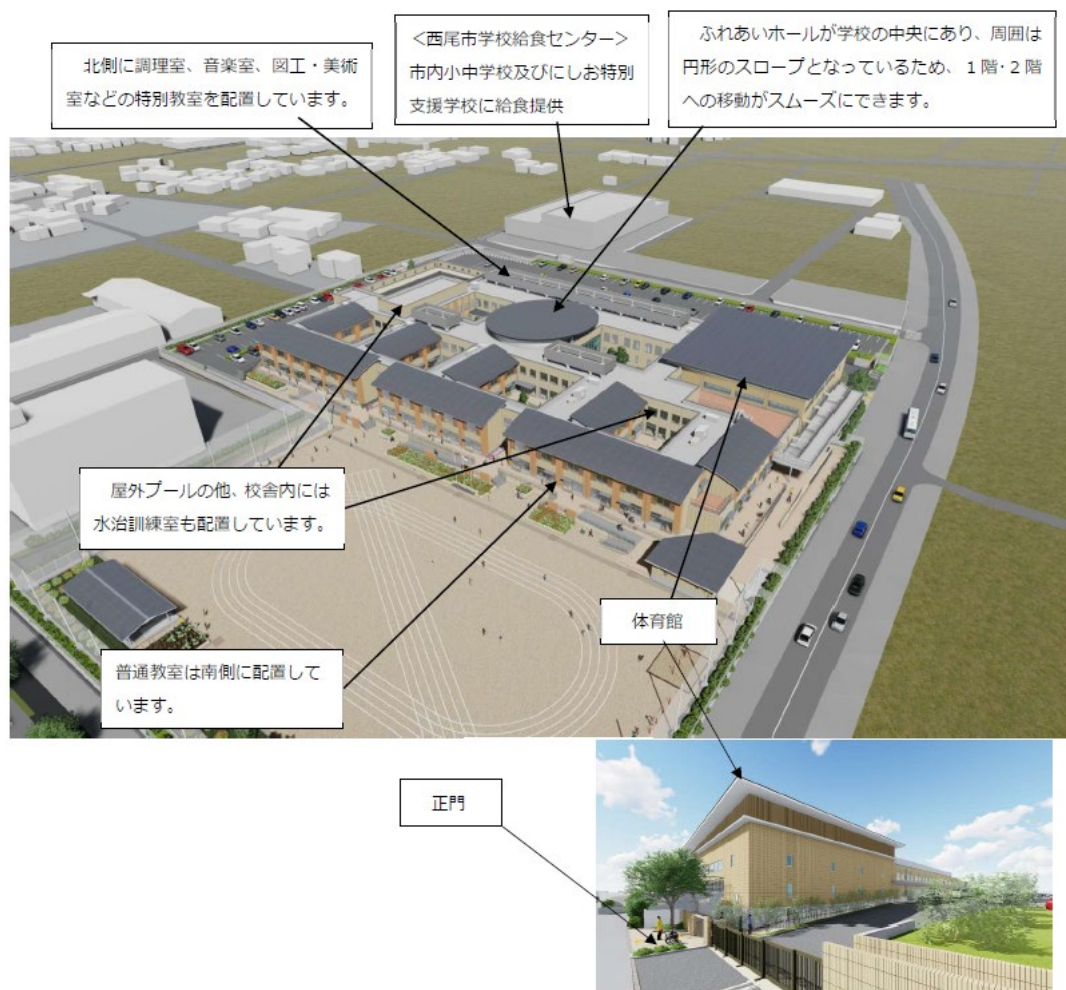
愛知県では、安城特別支援学校（知的障害）の教室不足と岡崎特別支援学校（肢体不自由）の長時間通学者の通学時間短縮のため、県内初の知的障害と肢体不自由の併設校である、にしお特別支援学校を令和4年4月に開校した。西尾市から、県立特別支援学校設置に向けての要望があり、用地提供も含め協力していくという形であった。

なお、西尾市から土地は無償譲渡され、造成工事は当該特別支援学校の隣に建設予定であった市の給食センター分と一括して市が行った（※特別支援学校部分は負担金として県から市へ支払った。）

配置は校舎中央にふれあいホール、北側に特別教室、中央に自立活動室等、南側に普通教室。回遊型の廊下とし、知的障害と肢体不自由の児童生徒が交差しない移動経路を選択できるようになっている。

また、知的障害と肢体不自由の児童生徒が互いに理解し合えるよう、学ぶ場を別棟とするのではなく、各階を知的障害対応エリアと肢体不自由対応エリアに分け、共有スペース（学校中央にある「ふれあいホール」）も設けている。

### 教室配置について



## 兵庫県

### ●市との連携による用地確保

兵庫県では、県立芦屋特別支援学校に通学する児童生徒数が増加し、狭隘化が課題となっていたことから、阪神南地域に新たな特別支援学校の整備する必要があった。そのため、旧尼崎市立尼崎養護学校を改修し、令和4年4月にむこがわ特別支援学校（小中学部）を開校した。なお、今回の整備については、隣接する阪神間の聴覚障害教育の中核拠点である県立こばと聴覚特別支援学校が老朽化していることから、一体的に整備を行うこととしており、令和6年4月に高等部、令和8年4月に聴覚部門を開設予定。令和4～6年度に同旧尼崎養護学校の敷地内に新築工事を実施予定。

既存校舎（旧尼崎市立尼崎養護学校）を改修工事することで、狭隘化の早期解消を図ることとしている。

土地は尼崎市から購入。既存校舎は、解体撤去までの間は、尼崎市から借り受けている。

- ・設置場所：旧尼崎市立尼崎養護学校（西宮市田近野町）
- ・開校（設）時期：令和4年4月（小中学部）、令和6年4月（高等部）  
令和8年4月（聴覚部門）
- ・障害種別等：知的障害（小・中・高等部）、聴覚障害（保育相談部・幼稚部）
- ・児童生徒数（予定）：知的障害240名、聴覚障害42名
- ・敷地面積：約14,300㎡
- ・整備費：約72億円（設計・建築費（既存校舎改修を含む。）、土地購入費、解体撤去費）

むこがわ特別支援学校整備場所の位置



※国土地理院の地形図を使用

また、県立こやの里特別支援学校の児童生徒数が増加し、過密化している状況を解消するため、川西市北部に特別支援学校を新設予定。

土地については県所有の未利用地の有無を確認するとともに、阪神間の市町に学校用地の情報提供を求めたところ、複数の情報があった。その中から敷地面積（10,000㎡以上）や開校可能時期、交通の利便性などの条件に加え、特別支援学校新設整備用地としての使用に鑑み、当該地を川西市から無償での貸与が可能となった。令和4～5年度に敷地内に校舎を新築し、令和6年度に小・中・高等部（知的障害）を開校予定。

- ・設置場所 川西市丸山台
- ・開校時期 R6年4月
- ・障害種別等 知的障害（小・中・高等部）
- ・児童生徒数（予定） 120人
- ・敷地面積 約26,300㎡（平地部約13,000㎡）
- ・整備費 約33億円

## 2. 県・市・国立大学の3者による新たな連携事例

### 福岡県

#### ● 国立大学法人の敷地活用

福岡県では、今後の県立特別支援学校に対する教育ニーズに的確に応え、希望する児童生徒の確実な受入れと質の高い特別支援教育を提供する観点から、平成 28 年 11 月に県立特別支援学校の今後の整備方針を策定し、福岡県内に特別支援学校を新たに 3 校設置する方針を定めた。

この整備方針を受け、宗像市は平成 29 年度施政方針にて、新設の県立特別支援学校の誘致に取り組むことを明記。誘致のための市の施策として、特別支援教育の分野で高い実績を持つ福岡教育大学の敷地内に誘致し、県・市及び大学の 3 者連携による新たな特別支援教育の在り方を目指した。

平成 31 年 2 月に、福岡県は「県立特別支援学校設置計画」により、新設の方針を示していた 3 校のうち 1 校の設置場所を宗像市（福岡教育大学敷地内）とすることを決定。

福岡県立宗像特別支援学校（仮称）は、次ページの図のとおり、福岡県・宗像市・福岡教育大学の新たな連携・協力により、国立大学法人福岡教育大学の敷地内に新設予定。

3 者の役割分担は以下のとおり。

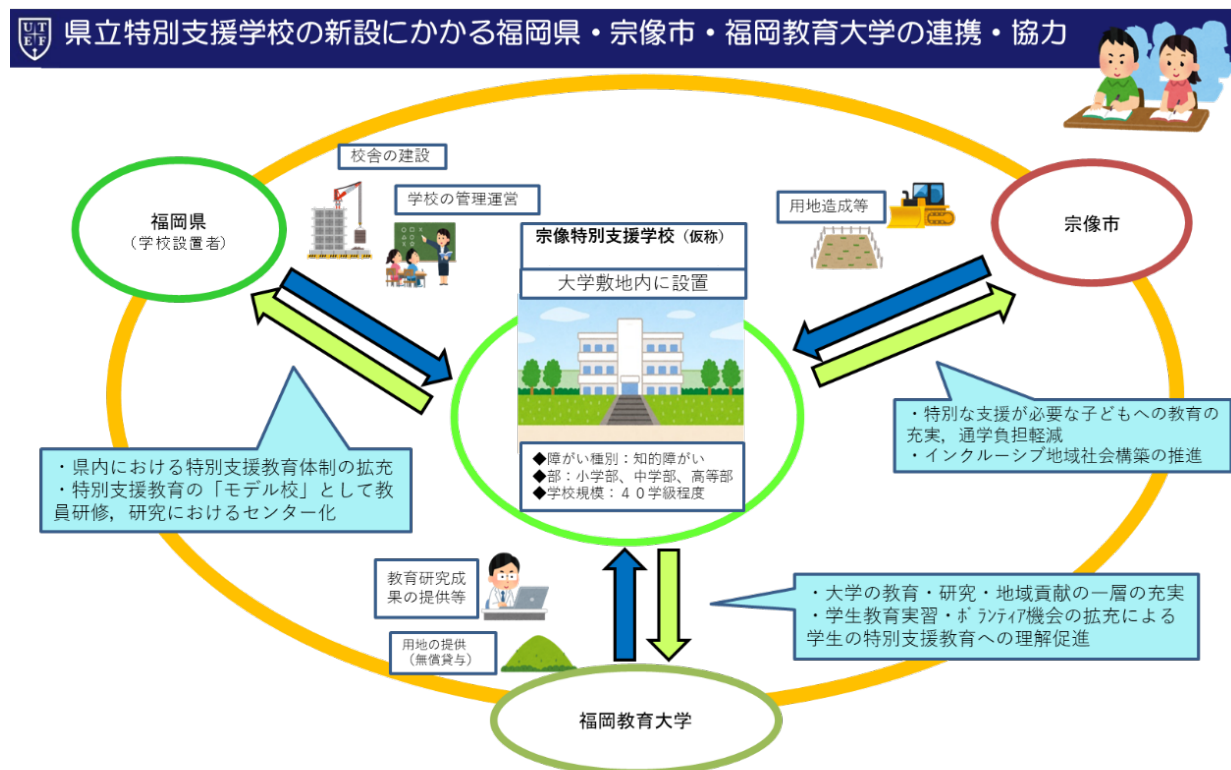
- ・福岡県：校舎の建設、学校の管理運営
- ・宗像市：樹木伐採工事、用地造成等
- ・福岡教育大学：教育研究成果の提供等、用地の提供（無償貸与）

これを踏まえ、3 者で連携協議を重ね、特別支援学校の新設が各々の教育機関の教育力向上に資するよう、具体策の検討を進めている。

連携による効果としては、以下が期待される。

- ① 福岡県：
  - ・県内における特別支援教育体制の拡充
  - ・特別支援教育の「モデル校」として教員研修や研究におけるセンター化
- ② 宗像市：
  - ・児童生徒や保護者の通学の負担軽減につながる
  - ・特別支援学校が有するセンター的機能を通じて、市立学校の教員への支援や個々の児童生徒の指導に関する助言・相談を得る機会が増え、教育活動の充実につながる
  - ・市立学校との共同学習や地域行事への参加・交流、特別支援学校での市民によるゲストティーチャー活動などを通じて、互いを尊重しあう共生社会を作り出す拠点となる
- ③ 福岡教育大学：
  - ・特別支援学校と連携した実践的教育・研究活動の充実
  - ・教育実習・ボランティア機会の拡充による学生の特別支援教育への理解促進
  - ・特別支援学校の児童・生徒や保護者を通じた地域連携・地域貢献の推進

「共生社会の実現」や新しい特別支援学校学習指導要領に基づく「学びの連続性を重視した対応」、「一人一人に応じた指導の充実」、「自立と社会参加に向けた教育の充実」の実現のため、3者の連携・協力を推進していく。



「共生社会の実現」や、新しい特別支援学校学習指導要領に基づく「学びの連続性を重視した対応」「一人一人に応じた指導の充実」「自立と社会参加に向けた教育の充実」を三者で推進



写真：宗像市による造成工事の様子（福岡教育大学（無償貸与）用地）

●問合せ先

【本事例集に関する事】

文部科学省 大臣官房文教施設企画・防災部 施設助成課 指導係

TEL : 03-6734-2463

【特別支援教育の推進全般に関する事】

文部科学省 初等中等教育局 特別支援教育課 企画調査係

TEL : 03-6734-3193